

東アジア・東南アジアと 国際人権

名古屋大学での機縁を踏まえて

小 畑 郁



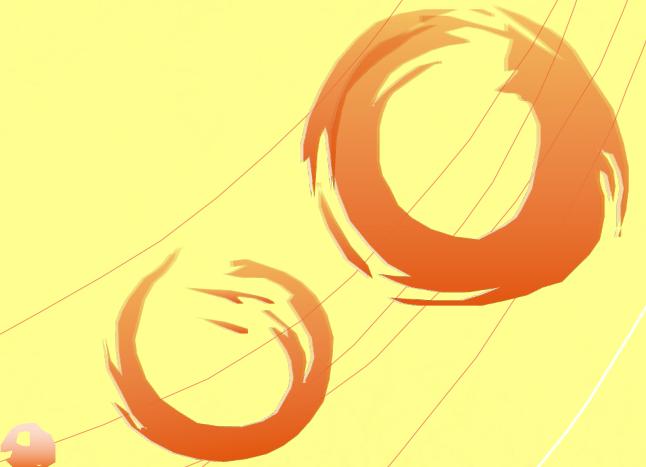
本講義で結論的に言いたいこと

- 東（南）アジアでのトランサンスナショナルな協力は、**中核的國際人權**という価値の**共有**を前提とすべきである
- 國際人權の理念の実現は、なによりもまず**民間レヴェル**でのトランサンスナショナルな協力によって推進されるべきである。

本講義のアウトライン

1. はじめに
2. 「国際人権」とはどういうものか
3. 国際人権からみた東（南）アジア
4. 東（南）アジアにおける協力関係の理念
を求めて

1. はじめに



本講義の背景

- (財政的には) 日本政府主導の国際協力、その一環としての「アジア法整備支援」の理念の（全否定ではないが）批判的考察
←CALEの活動を通じた理念論の議論
- 東（南）アジアにおける人権促進のための、政府間合意を基礎としたフォーマルなアプローチ（地域人権条約の採択、地域人権裁判所）の批判（限界の指摘）
←国連アジア太平洋人権フォーラム（2023年10月、バンコク）への参加

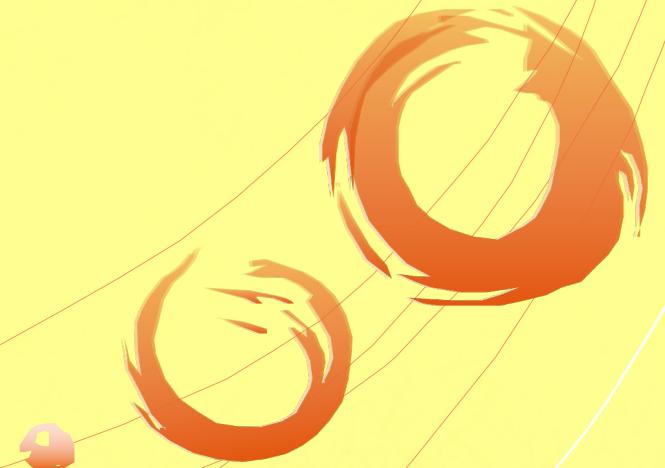
「人権」 という言葉の上の 同床異夢

- 「人権価値を東（南）アジアとの協力で押しつけてはならない」と言われてきた
- 他方で、「価値の共有」が日本による国際協力の理念とも言われはじめている。
- 東（南）アジアでは、人権保障は「散々」な状態、といわれるが、何を持ってそういうのか。
- 人々が忌避あるいは促進している（と主張している）のは、どのような「人権」概念なのか

	Freedom House 2024	UN 18 (CCPR, CAT, CED) [CERD, CEDAW, CRC, CRPD]
日本	96 (11)	10 (3) [4]
台湾	94 (19)	-
モンゴル	84 (55)	17 (3) [4]
韓国	83 (58)	13 (3) [4]
東ティモール	72 (79)	13 (2) [4]
フィリピン	58 (106)	14 (2) [4]
インドネシア	57 (109)	10 (2) [4]
マレーシア	53 (114)	5 (0) [3]
シンガポール	48 (122)	5 (0) [4]
タイ	36 (137)	13 (3) [4]
ブルネイ	28 (148)	5 (0) [3]
カンボジア	23 (157)	12 (3) [4]
ベトナム	19 (163)	9 (2) [4]
ラオス	13 (174)	9 (2) [4]
中国	9 (181)	8 (1) [4]
ミャンマー	8 (183)	6 (0) [3]
北朝鮮	6 (194)	6 (1) [3]

- なぜ、国際人権条約の受諾の面では、それほど優等生とはいえない日本が、FH指数では非常に高いのか
- なぜ、国際人権では例外的な「問題国」のシンガポール・マレーシアのFH指数がタイのそれより高いのか
- FH指数で重視されているものと「国際人権」とのズレ
- FHの概念（あるいは国際人権の現代的な層）を頭において、トランスナショナル協力原理としての「人権」概念それ自体の意義を判断することの問題性

2. 「国際人権」とはどういうものか



国際人権の古典的な層 (→資料1 ①②) 1 / 2

- 身体の自由とそれを確保するための手続的権利—**身体の自由中心の体系**

Cf. 精神的自由中心の体系

－人間という存在への暴力への抵抗・抗議

- 移動の自由が、身体の自由との関連で重視

Cf. 移動の自由を「経済的自由」の一つとして位置づける考え方

－「戦争と難民の世紀」の記憶

国際人権の古典的な層 2／2

- 「経済的自由」の中核たる財産権の、人権力タログからの脱落
 - そもそも、「経済的権利」は両人権規約のいずれにも含まれていないのでは
- 権利の全方位性（自由権規約2条3項）
 - 差別禁止条約による私人間の差別禁止は、新規なものではない
- 「どこであれ、法の前に人として認められる権利」（同16条、世界人権宣言6条）
 - グローバル（前国家的）・「メタ権利」視角を活性化させる基盤提供

国際人権の現代的な層

- Cf. 日韓ヨーロッパ人権裁判所判例研究合同 WS「デジタル時代の表現の自由と民主主義」（於：東国大学校、ソウル、3月1日）
- ヨーロッパ人権裁判所の典型的（とされる）判断手法：
「適用範囲」に属するか／「介入」が同範囲になされたか／介入はその目的に釣り合ったものか（比例性）
—表現の自由など相対的権利に関するもの／絶対的権利については、異なる手法
- <各「国民国家」のみによる保障>の考え方の影

国家統合の至上化と国際人権 (→資料2)

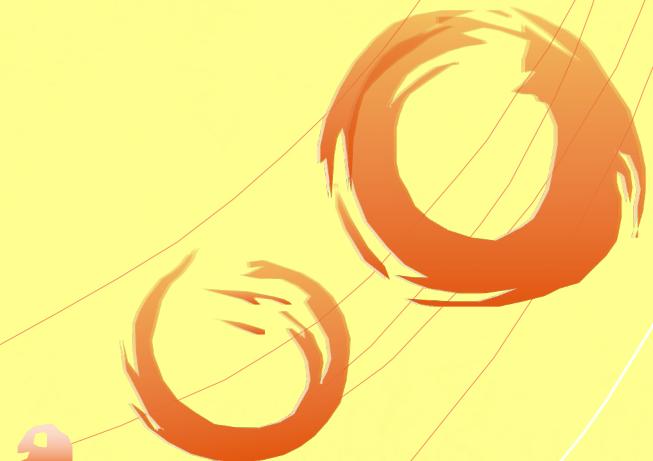
- 国際人権規約共通1条への人民の自決権の規定←<民族の解放なくして個人の権利保障はなし>
- 精神的自由に対する外在的（「国の安全」などによる）制約の許容（自由権規約18条3項）
- 古典的国際人権それ自体は否定されていないことに注意

社会的抑圧に対する人間の尊厳の 確保へ

－差別禁止条約の展開－

- 女性差別撤廃条約（個人通報手続）における女性に対する暴力の主流化
- 障害者権利条約：障害者「差別」の禁止を重要な要素としながら、むしろ障害者の尊厳の回復・確保を中心理念とする（→資料1③）
- 植民地の（精神的）解放としての人種差別禁止→被抑圧集団の解放→社会的抑圧の犠牲者の尊厳の回復（→古典的国際人権の理念への接近）

3. 国際人権からみた東（南）アジア



動態的観察（→資料2）

- 韓国ゼミ旅行での、DMZガイドの「私たちは劣った民族なんですかね」という嘆き
- 脱植民地化—（疑似）国民国家の（再）形成—各國家の統合至上化—各国境界の拡大的再定義運動—1980年代まで続く（内戦を含む）武力紛争—「戦時ナショナリズム」のインストール
- 古典的国際人権との「すれ違い」：形成期の議論に参加していない／直接の影響をうけていない
- 欧州起源のグローバル立憲主義は、東（南）アジアの「遅れ」を指摘するが、それは、欧州がこの地域に押しつけた経路依存ともいえる

静態的観察－国連人権基準の受容

- 自由権規約(ICCPR)の非締約国：ブルネイ、中国（署名国）、マレーシア、ミャンマー、シンガポール
- 他方、差別禁止条約は、準普遍的受容
－児童の権利条約は、すべての東（南）アジア諸国が批准
- 世界人権宣言は、普遍的定期的審査(UPR)の基準として普遍的受容
- ASEAN人権宣言は世界人権宣言に酷似

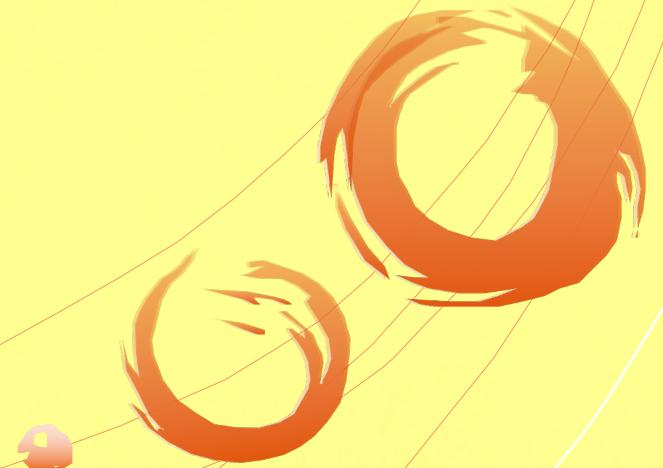
まとめ

- 古典的国際人権の受容が完成しているとはいえない

一人身の自由に対する「国の安全」などによる制限可能との理解が残る

- とくに差別禁止条約の受容を通じて、古典的国際人権概念の普遍的受容に接近
- 現代的国際人権の受容は、今後の課題
—精神的自由に対する外在的（「国の安全」などによる）制約は広範に残存

4. 東（南）アジアにおける協力関係 の理念を求めて



政府間のフォーマルな協力の限界 —東（南）アジア人権裁判所は 望ましいか

- すべての関係国政府が参加するフォーマルな協力に、国際人権のミニマム・スタンダードを盛り込むことができない
 - 重大な人権侵害事態への思考停止
- (国家間条約に基づく) 東（南）アジア人権条約・人権裁判所は、スタンダードの引き下げにつながる
- (政府間) 人権協力は、ベスト・プラクティス方式／(高度な) 協力枠組みの参加コンディショナリティという形をとらざるをえない

日本政府・中国政府の対アジア協力をどう評価するか

- 実は、共通性が大きい
 - －（交通）インフラ整備重視
 - －（日本は長い間）価値中立を標榜
 - ／（実際には）市場経済化（+その拡大）を後押し
- （暴走する）市場の失敗（環境、組織犯罪の拡大、人身売買など）への対応不能

人権のためのトランスナショナル な民間協力の可能性

- 世界人権宣言、児童の権利条約、自由権規約（のほとんどの内容）は、東（南）アジア人民の「見えない憲法 invisible constitution」：それはむしろ社会・人々と直接交信している
 - 「国際審級」論（斎藤民徒）
- 対政府協力としては、UPR対応協力がありうるが、ドナーは現実的にはアカデミア
- 政府の（個人通報受容などの）行動を待つ必要はなく、待つべきでもない
- NGO、在野法曹、人権（法）アカデミアのトランスナショナルなネットワークこそ「見えない憲法」の担い手

5. おわりに



アジアに広がる名古屋大学法学同窓生のネットワークの可能性

- 「アジア法交流」「アジア・コミュニティ・フォーラム」／初期キャンパス・アジア・プログラムの学生の述懐
- Cf. 中国との国交正常化過程での民間先行方式
- 日本政府の国際協力枠組みからの相対的自律性こそ強み